

認知症対応型通所介護事業所 のんびりデイサービス桜の里運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社永桜会が設置する。のんびりデイサービス桜の里（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態及び要支援状態の利用者に対して、適切な指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- 1 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、要介護者状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたって、要支援状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- 4 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 5 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努める。
- 6 指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 のんびりデイサービス桜の里
- （2）所在地 福山市郷分町1554番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名

管理者は、従業者の管理、指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- （2）生活相談員 2名以上

生活相談員は、事業所に対する指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の利用の申

し込みに係る相談・支援、他の従事者に対する相談助言及び技術指導、他の従事者と協力して認知症対応型通所介護計画の作成、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等の関係機関との連絡・調整を行う。

(3) 看護職員又は介護職員

ア看護職員又は介護職員 5名以上

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し必要な看護を行う。

(4) 機能訓練指導員 2名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日

(ただし、12月30日から1月3日、8月13日から15日までを除く)

(2) 営業時間 午前8時半から午後17時半まで

(3) サービス提供時間 午前9時半から午後16時00分(延長利用あり)

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は1日12名とする。

(指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の内容)

第7条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行う。

(1) 介護計画の作成

(2) 通所サービス

利用者を事業所に通わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

ア 日常生活の援助(日常生活動作の能力に応じて必要な援助を行う。)

イ 健康のチェック(血圧測定、利用者の全身状態の把握等を行う。)

ウ 機能訓練(利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種訓練を行う。)

エ 食事介助

オ 入浴介助

カ 排せつ介助

キ 送迎支援

(利用料その他の費用等)

第8条 指定認知症対応型通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準によるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。

3 事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けことがで

きる。

(1) 食事の提供に要する費用

昼食 500円/回

夕食 300円/回

(2) おむつ代 行事代など 実費

4 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

5 指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、福山市（郷分町、山手町、津之郷町、御幸町、駅家町、神辺町、横尾町、北本庄町、本庄町、木ノ庄町、神島町、千田町）

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者及びその家族は指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所の従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意するものとする。

2 利用者は、事業所の従業者の指導により居宅生活の継続維持に努め、事業所においてサービスを利用する時は他の利用者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

3 利用者は、事業所においてサービスを利用するときは、共同利用スペースの清潔、整頓、その他環境衛生に協力するものとする。

4 利用者は、サービス利用を新たに追加、変更又は中止する場合は、サービス利用予定日の前日までに事業所に申し込むものとする。

5 利用者は事業所において次の行為をしてはならない。

(1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。

(2) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。

(3) 事業所の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(4) 指定した場所以外で火気を用いること。

(5) 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(6) 他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。

(7) 現金、貴重品の管理は自己の責任において行うこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、従業者は速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、協力医療機関への連絡又は緊急搬送等の必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
- 4 事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第12条 非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 前項の訓練は、可能な限り消防団や地域住民と連携して行うよう努める。
 - 3 管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・避難等の際の消防団や地域住民との連携方法について周知徹底する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証し、常に最適なものとなるよう努める。

(1) 採用時研修 採用後2か月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約内容とするものとする。

附 則

平成29年11月1日

令和 1年 7月1日改定

令和 2年10月1日改定

令和 3年 4月1日改定

令和 4年 9月12日改定

令和 4年10月1日改定